

2021.8.18

## 新型コロナウイルス感染症に関する情報 No45

感染力の極めて強いデルタ株が世界中で猛威を振るい、日本でも、全国の感染者が8月13日には2万人を突破するなど、これまでに経験のない感染拡大が続いています。重症者数も急激に増加し、首都圏を中心に、医療体制は非常に厳しい状況となっています。

こうした中、8月17日、政府は午前中に「新型インフルエンザ等対策推進会議 基本的対処方針分科会（第14回）」（尾身茂会長）に、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県の7府県をまん延防止等重点措置の区域から緊急事態宣言の区域に移行すること、また、まん延防止等重点措置の区域に新たに宮城県、山梨県、富山県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県の10県を追加し、緊急事態措置、まん延防止等重点措置ともに、期間を9月12日までとすること等を内容とする基本的対処方針の変更案を諮り、了承されました。

これを受け、政府は同日夕刻、「第73回新型コロナウイルス感染症対策本部」を開催し、緊急事態宣言の期間延長及び区域変更、まん延防止等重点措置に関する公示の改正と基本的対処方針の改正等を決定しました。

緊急事態宣言区域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府及び沖縄県の6都府県が継続され、新たにまん延防止等重点措置から移行した茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の7府県が追加され、13都府県になりました。

また、まん延防止等重点措置区域は北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県の6道県が継続され、新たに宮城県、山梨県、富山県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県の10県が追加され、16道県となりました。

期間は緊急事態宣言、まん延防止等重点措置いずれも9月12日まで（新たに移行、追加される地域は20日から適用）とされました。

今回は緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の変更、基本的対処方針の変更等について紹介いたします。

引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願い致します。

## 1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところですが、下記のとおり 8 月 17 日に緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域が変更され、8 月 20 日から適用されます。

### ●緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日 (沖縄県については、同年 5 月 23 日、東京都については 7 月 12 日、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については、同年 8 月 2 日、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県については、同月 20 日) から 9 月 12 日までです。

### ●緊急事態措置を実施すべき区域

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県です。

## 2 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 3 項の規定に基づき、8 月 17 日に 4 月 1 日の公示の全部が次のように改正され、8 月 20 日から適用されます。

### ●まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 3 年 8 月 2 日から 9 月 12 日までです。区域ごとには次のとおりです。

- ・ 北海道及び石川県については、令和 3 年 8 月 2 日から 9 月 12 日までです。
- ・ 福島県、愛知県、滋賀県及び熊本県については、令和 3 年 8 月 8 日から 9 月 12 日までです。
- ・ 宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県については、令和 3 年 8 月 20 日から 9 月 12 日まで

●まん延防止等重点措置を実施すべき区域

北海道、宮城県、福島県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県の区域です。

### 3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について

8月17日(火)に改訂された基本的対処方針の主な変更点は、①上記1、2の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施期間や区域の変更、②緊急事態宣言区域では、混雑した場所等への外出の半減を住民に強力に呼びかけること、また、20時以降の不要不急の外出自粛等を住民に徹底すること、③大規模商業施設の管理者、百貨店の地下の食品売り場等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと、④症状悪化時に確実に酸素投与や治療につなげることができるよう施設(ステーション)整備や酸素濃縮機の確保を進めること、等です。

基本的対処方針等は以下の URL から入手出来ます。

基本的対処方針(令和3年8月17日変更)

([https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210817.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210817.pdf))

基本的対処方針新旧対照表

([https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_taishou\\_20210817.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210817.pdf))

「国民の皆さんにお伝えしたいことのポイント」は以下の URL です。

(<https://corona.go.jp/emergency/>)

※なお、①感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下の食品売り場等も特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の対象となることを通知する事務連絡、②基本的対処方針に基づく催物の開催制限や施設の使用制限等に係る留意事項等についての事務連絡が、それぞれ8月17日付けで、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から都道府県知事や各省庁担当課室宛に発出されています。

(以下の URL から入手できます。)

- ①新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条の規定に基づく要請について  
([https://corona.go.jp/news/pdf/tokubetsu\\_sochi24\\_20210817.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/tokubetsu_sochi24_20210817.pdf))
- ②基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について  
([https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20210817.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210817.pdf))

以上です

**【本件のお問合せ先】**

企画調査部 武石 ([takeishi@shokusan.or.jp](mailto:takeishi@shokusan.or.jp) 03-3224-2365)  
池田 ([ikeda@shokusan.or.jp](mailto:ikeda@shokusan.or.jp) 03-3224-2379)

**【国への要望の送信先】**

メールの場合: [jfia-kikaku@shokusan.or.jp](mailto:jfia-kikaku@shokusan.or.jp)  
FAXの場合: 03-3224-2398